

— 測量計画機関(発注者)を対象とした —

# 公共測量講習会 (釧路会場)

— いま、公共測量成果の品質確保が求められています —

日時 平成29年10月26日(木)13:00~16:00  
会場 道東経済センター(5階 第1中会議室)  
〒085-0847 釧路市大町1丁目1-1  
Tel 0154-41-4141 (案内図は裏面に)

主催 公益社団法人日本測量協会  
後援 国土交通省北海道開発局  
国土交通省国土地理院北海道地方測量部  
北海道

## プログラム

受講無料

13:00~13:05	開会挨拶 (公社)日本測量協会 北海道支部 幹事	橋 俊之
13:05~13:10	来賓挨拶 国土交通省国土地理院 北海道地方測量部長	乙井 康成
13:10~13:45	測量法と公共測量の手続きについて 国土交通省国土地理院 北海道地方測量部 測量課指導員	石坂 篤美
13:45~14:25	公共測量における基準点測量の実際 (公社)日本測量協会 測量技術センター 管理部長	林 保
14:35~15:15	公共測量における地形測量及び写真測量の実際 (公社)日本測量協会 北海道支部 元技術センター長	亀井 福次
15:15~15:55	公共測量成果の品質確保について (公社)日本測量協会 北海道支部 技術センター長	大塚 義則
15:55~16:00	閉会挨拶 (公社)日本測量協会 北海道支部 技術センター長	大塚 義則

○ご参加にあたりましては、事前登録をお願いいたします。先着順に受付票を送付します。

別紙申し込み書にご記入の上、FAX又はメールでお申し込み下さい。当協会のHP上に申し込み書(word形式)を掲載しています。

○送付先、お問い合わせ先

公益社団法人 日本測量協会 北海道支部 技術センター 大塚(おおつか)、亀井(かめい)

〒062-0921 札幌市豊平区中の島1条4丁目9番2号 北海道測量会館

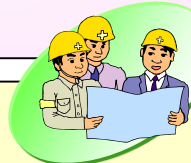
TEL 011-812-0606 FAX 011-812-5692 メール:hokkaido@geo.or.jp

<http://www.jsurvey.jp/soudan.htm#soudankousyukai>

# 測量計画機関（国、地方公共団体等）の皆さまへ

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」制定、平成29年には「地理空間情報活用推進基本計画（第3期）」が策定され、国及び地方公共団体等が作成する公共測量成果は地理空間情報として高精度で高い信頼性が求められています。

（公社）日本測量協会では、公共測量への理解を深めていただくと共に、測量成果の品質確保を図る目的として、測量計画機関の公共測量担当者を対象とした「公共測量講習会」を開催いたします。釧路市での開催は平成19年以来10年ぶりとなります。皆さまのご参加を心からお待ちしています。



## 講習会の概要

### ☆ 測量法と公共測量の手続きについて

公共測量とは、主に国又は地方公共団体等の負担により実施（発注）される測量であり、測量法（昭和24年法律第188号）第5条により規定されています。公共測量とは何か、また公共測量を正確かつ効率的に行うために、公共測量の実施に際し必要な各種手続きや留意点についてわかりやすく説明します。

### ☆ 公共測量における基準点測量の実際

公共測量において行われている基準点測量の作業を理解する上で、実際に使用されている測量機器や観測方法、最新の技術及び最終成果等の基本的な事項についてわかりやすく説明します。

### ☆ 公共測量における地形測量及び写真測量の実際

公共測量において行われている地形測量及び写真測量の作業を理解する上で、実際に使用されている測量機器や観測方法、最新の技術及び最終成果等の基本的な事項についてわかりやすく説明します。

### ☆ 公共測量成果の品質確保について

測量（地図作成を含む）は、まちづくりや防災等の事業を行う上で、最初の段階で実施される作業です。現在、国が推進する i-Construction においても、得られた品質の良否は、後続の公共工事の完成に大きな影響を与えることになり、位置情報等の基盤となる公共測量成果の品質確保が重要となります。また、公共測量成果の検査等は専門知識を必要としますが、測量計画機関では携わる有資格者が不在の場合が多いのが実態です。

そこで、公共測量成果の品質確保に関わる留意事項、測量法・作業規程等に基づく第三者機関による測量成果検定等についてわかりやすく説明します。

## 案内図



◆会場までは、釧路駅から徒歩20分です。